下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年9月6日

本山町長 細川 博司

## 1. 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在地・地番	林小班	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備考
集R3-18	本山町大字北山ヤクチ丙1117-1	047-03-002	0.72	2021/10/1 ~ 2031/9/30 10年	

- 2. 縦覧場所 (1) 本山町役場まちづくり推進課
  - (2) 本山町ホームページ
- 3. 本公告により、本山町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。